

## 武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 自衛隊法の一部改正

(第七十六条関係)

防衛出動を命ずることができる事態として、条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態を追加すること。

### 第二 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正

#### 一 目的

(第一条関係)

武力攻撃事態等に武力攻撃危機事態を含めることとし、この法律の目的に、武力攻撃危機事態を含む武力攻撃事態等への対処について、基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備する旨を明記すること。

#### 二 定義

(第二条関係)

- 1 この法律において「武力攻撃危機事態」とは、条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国に対する外部か

らの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態をいうものとする。

- 2 「対処措置」の定義において、武力攻撃危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する措置として、条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃であって、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至ったもの（以下「危機事態武力攻撃」という。）を排除するために必要な自衛隊の行動等を追加すること。

### 三 基本理念

（第三条関係）

武力攻撃危機事態又はこれに引き続き武力攻撃が発生した事態においては、危機事態武力攻撃及び武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならないこと。ただし、危機事態武力攻撃及び武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要なと判断される限度においてなされなければならないこと。

### 四 国の責務

（第四条関係）

国は、武力攻撃事態等への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行う武力攻撃事態等

への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。

## 五 対処基本方針

(第九条関係)

1 対処基本方針に定める事項として、対処すべき事態に関する次に掲げる事項を追加すること。

① 事態の経緯、事態が次に掲げる事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実

イ 武力攻撃事態（ロに掲げるものを除く。）

ロ 三の事態

ハ 武力攻撃予測事態

② 事態が①イ又はロに掲げる事態であると認定する場合にあっては、武力攻撃又は危機事態武力攻撃を排除し、我が国を防衛するため武力の行使が必要であると認められる理由

2 1の①イ又はロに掲げる事態においては、対処基本方針には、自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令に関する記載をしなければならないものとする。

## 六 防衛出動に係る国会の承認を求める場合の情報の提供

(第九条の二関係)

政府は、内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについて自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めたときは、各議院又は各議院の委員会が十分な情報に基づいて当該承認をするかどうかの判断をすることができるよう、その求めに応じ、特定秘密を含め、必要な情報を法律の規定に基づきできる限り提供するものとする。

### 第三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正

#### 一 目的

(第一条関係)

この法律の目的に、危機事態武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃及び危機事態武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、これらの事項に関し、必要な事項を定めることにより、国全体として万全の態勢を整備する旨を明記すること。

#### 二 定義

(第二条関係)

- 1 「国民の保護のための措置」の定義において、武力攻撃及び危機事態武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃及び危機事態武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及

ばす場合において当該影響が最小となるようにするための措置を規定すること。

2 「武力攻撃災害」の定義に、危機事態武力攻撃により生ずる人的又は物的災害を追加すること。

### 三 基本指針 (第三十二条関係)

基本指針に、国民の保護のための措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃危機事態の想定に関する事項を定めるものとする。

### 四 国民の保護のための措置 (第四十四条等関係)

警報の発令、避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置、武力攻撃災害への対処等の措置に関し、危機事態武力攻撃についても適用の対象とすること。

## 第四 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正

### 一 目的 (第一条関係)

この法律の目的に、武力攻撃事態等において、自衛隊と協力して危機事態武力攻撃を排除するために必要な合衆国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置等について定める旨を明記すること。

## 二 定義

(第二条関係)

- 1 「合衆国軍隊」の定義に、武力攻撃事態等において、自衛隊と協力して危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動を実施している合衆国軍隊を加えるものとする。
- 2 「行動関連措置」の定義に、武力攻撃事態等において、1の危機事態武力攻撃を排除するために必要な合衆国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置を追加すること。

## 三 行動関連措置の基本原則等

(第四条等関係)

行動関連措置の基本原則、合衆国軍隊の行為に係る通知、損失の補償等の措置に関し、危機事態武力攻撃及び武力攻撃危機事態についても適用の対象とすること。

## 第五 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正

### 一 定義

(第二条関係)

「対処措置等」の定義に、合衆国軍隊が実施する自衛隊と協力して危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動を追加すること。

二 港湾施設の利用に関する内閣総理大臣の措置 (第九条関係)

港湾施設の利用に関する内閣総理大臣の措置に関し、危機事態武力攻撃についても適用の対象とすること。

第六 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正

一 題名 (題名関係)

この法律の題名を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改めること。

二 停船検査等 (第十六条等関係)

停船検査等に関し、武力攻撃危機事態についても適用の対象とすること。

第七 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正

一 題名 (題名関係)

この法律の題名を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改めること。

## 二 捕虜等の拘束措置等

(第四条等関係)

捕虜等の拘束、抑留等に関し、危機事態武力攻撃及び武力攻撃危機事態についても適用の対象とすること。

## 第八 施行期日等

### 一 施行期日

(附則第一項関係)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、二は、公布の日から施行すること。

### 二 関係法律の整備等

(附則第二項から第四項まで関係)

1 国家安全保障会議設置法に定める国家安全保障会議の所掌事務の規定について、武力攻撃事態等の定義に武力攻撃危機事態を含めることとし、このための同法の規定の整備については、別に法律で定めること。

2 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについて自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めた場合において特定秘密を含む情報の提供を受ける国会の組織の在り方については、この



法律の施行の日までに、国会が十分な情報及び高度の専門性に基づいて当該承認をするかどうかの判断をすることができるようにする観点から検討が加えられ、その結果に基づき、国会法の改正その他の必要な措置が講ぜられるものとする。

3 1及び2のほか、この法律の施行に伴い必要な関係法律の整備については、別に法律で定めること。